

西宮市吹付けアスベスト除去等補助金交付制度について

(令和3年度より除却予定の建築物も対象となりました。)

概要

西宮市内にある民間の既存建築物に吹き付けられたアスベストの飛散から市民の健康被害を予防し、安全な市街地環境の整備を図るため、アスベスト含有調査費及びアスベスト除去等工事費の一部を補助します。

アスベスト含有調査費補助

○ 対象建築物

アスベストを含有する恐れのある吹付け建材（仕上塗材を除く。）が施工されている西宮市内の民間建築物

※ アスベストを含有する恐れのある吹付け建材とは、吹付けアスベスト・吹付けロックウール・吹付けパーミキュライト・吹付けパーライトをいい、リシン等の仕上塗材を除きます。また、石綿含有保温材・耐火被覆材・断熱材（レベル2）やその他の石綿含有建材（成形板等レベル3）は補助の対象外です。

○ 補助の内容

対象建築物に施工されているアスベストを含有する恐れのある吹付け建材についてアスベスト含有の有無及び含有している場合の含有量に係る調査費用（消費税及び地方消費税相当額を除く）の全額（1,000円未満切捨て、限度額25万円）

アスベスト除去等工事費補助

○ 対象建築物

含有調査の結果、吹付けアスベスト又はアスベスト含有吹付けロックウールが施工されていると判明した西宮市内の民間建築物

※ アスベスト含有吹付けロックウールとは、アスベストが0.1%を超えて含有される吹付けロックウールをいいます。

○ 補助の内容

対象建築物に施工されている吹付けアスベスト又はアスベスト含有吹付けロックウールを除去し、封じ込め又は囲い込む工事費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。建築物を解体する場合にあってはアスベスト除去に要する費用相当分）の3分の1以内（1,000円未満切捨て、限度額100万円）

補助金交付申請の受付期間

令和6年度は、5月10日（金）から11月29日（金）まで
(ただし、申込みが予定数に達し次第、受付を終了します。)

補助金交付の流れ

アスベスト含有調査費補助	アスベスト除去等工事費補助
<p>事前協議</p> <p>↓</p> <p>調査の見積取得</p> <p>↓</p> <p>補助金交付申請</p> <p>↓ (2週間ほどかかります)</p> <p><補助金交付決定通知></p> <p>↓</p> <p>調査業者との契約</p> <p>↓</p> <p>着手届</p> <p>↓</p> <p>アスベスト含有調査の実施</p> <p>↓</p> <p>完了実績報告</p> <p>↓ (2週間ほどかかります)</p> <p><補助金額の確定通知></p> <p>↓</p> <p>補助金請求</p> <p>↓ (3週間ほどかかります)</p> <p><補助金の交付></p>	<p>事前協議</p> <p>↓</p> <p>除去等工事の見積取得</p> <p>↓</p> <p>補助金交付申請</p> <p>↓ (2週間ほどかかります)</p> <p><補助金交付決定通知></p> <p>↓</p> <p>除去等工事業者との契約</p> <p>↓</p> <p>着手届</p> <p>↓</p> <p>アスベスト除去等工事の実施</p> <p>↓</p> <p>完了実績報告</p> <p>↓ (2週間ほどかかります)</p> <p><補助金額の確定通知></p> <p>↓</p> <p>補助金請求</p> <p>↓ (3週間ほどかかります)</p> <p><補助金の交付></p>

- ※ 申請に際しては、必ず事前協議をお願いします。
- ※ 補助金交付決定通知以前に、業者と契約をした場合や、含有量調査又は除去等工事を行った場合は、補助金を交付できませんのでご注意ください。
- ※ 補助金の制度上、年度をまたいでの補助金の交付はできません。補助金の請求は補助金交付申請をした年度の2月末までにできるよう、工程の調整をお願いします。

お問合せ先

〒662-8567 西宮市六湛寺町 10 番 3 号
 西宮市役所 第二庁舎 11 階 建築指導課
 建築審査・監察チーム 電話：0798-35-3918